

報 告

14歳女兒にみられた上顎第一，第二大臼歯埋伏の1例

—学校歯科健診の観点から—

原田 祥二¹⁾ 藤田 真理²⁾ 本多 丘人³⁾ 森田 学⁴⁾

概要：患者は平成19年4月，中学2年の学校歯科健診で上顎大白歯の未萌出を指摘され同年6月当院を初診した。上顎右側第一，第二大臼歯埋伏および下顎右側第二大臼歯挺出の臨床診断にて大学病院矯正科を紹介した。上下顎マルチブラケット装着，ミニインプラントを用いた右下第二大臼歯の圧下，右上埋伏大白歯の開窓牽引術施行が個性正常咬合を獲得する治療法とのことであったが，治療費，本人家族の治療に対する希望の程度などの理由により治療開始にいたっていない。学校歯科医は毎年行われる学校歯科健診にて歯および口腔の疾病および異常の有無について検査を行い，その結果に基づいて学校においてとるべき事後措置を健診票に具体的に記入するとされる。本症例では萌出時期，前年度健診記録との照合などから小学3年の学校歯科健診には上顎第一大臼歯の未萌出を疑うことが可能と思われたが，それ以降中学1年までの5年間，事後措置が講じられないまま健診が繰り返されていたことになる。本症例は早期に専門医の管理下に置かれていれば現時点での治療内容より簡潔なものであったことが推測され，学校歯科健診での事後措置を確実に実施することの重要性が示された症例であった。学校歯科医は口腔を通し児童生徒などの健康の保持増進に寄与することによって歯科医師としての社会的責務を果たしているといえる。学校歯科医にはその責務を十分認識し健診を行うことが求められる。

索引用語：学校歯科健診，学校歯科医，事後措置，埋伏歯，大白歯